

首都大学東京 法科大学院  
平成20年度 2年履修課程

公法・民法・刑法 試験問題  
(平成19年12月16日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①大学入試センターが実施した平成19年度適性試験受験票又は日弁連法務研究財団が実施した2007年法科大学院統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いて下さい。  
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。消しゴムで消すことのできるインクや2色（あるいは複数色）のボールペン等の使用は禁止します。なお、マーカー、修正液、定規の使用も認めません。
- (3) 携帯電話は身につけず、必ず電源を切って、鞆の中などにしまってください。携帯電話を時計として用いることはできません。
- (4) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (5) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (6) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入して下さい。  
なお、所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかになるような行為は一切禁止します。
- (7) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。答案用紙の裏面に記載するときは、用紙の向きに注意してください。
- (8) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (9) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (10) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。  
なお、他の受験生の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

## 公法 問題

名うての実業家として評判のXは、衆議院選挙に立候補した。与党は、公認はしなかったものの、Xの立候補を後押ししており、Xを与党推薦候補者とした。与党幹部が応援演説するなどしたが、Xは小差で落選した。Xはその後、「名うての実業家」を返上して、ひっそりと小さな商店を営んでいる。

参議院議員Yは、野党議員として、与党の政治と金をめぐる問題を追及している。Yは、政治腐敗防止に関する参議院特別委員会で、「落選後、Xは女性関係が華やかで雑多であり、毎日のように歓楽街で飲み歩き、放蕩にふける不規則な私生活を送っている。妻子がありながら、料亭の女将と夫婦同然の生活をしている。」と発言した。そして、こうした人物を国会議員候補者に推薦していたことは、与党の政治姿勢と能力に疑問があると批判した。

この事例における憲法上の問題について論じなさい。

## 民法 問題

Aは、レストランを経営したいと考え、土地を探していたところ、郊外に手頃な土地が見つかった。Aが調べたところ、この土地は、隣接する甲、乙2筆の土地からなり、ともにBが所有していることがわかった。そこで、Aは、両土地を敷地として自分が計画していたレストラン用建物を建てたいと考え、Bにこれらの土地を譲ってほしい旨を告げたところ、Bもこれに応じてくれたことから、その後、AB間で交渉が進められ、交渉の結果、甲土地については、現在Aが市街地に所有している丙土地と交換することとし、乙土地については、代金3000万円でBがAに売却することになった。そして、甲土地、丙土地はそれぞれA、Bに引き渡され、同時に所有権移転の登記も終えた。また、Aは、代金を支払ってBから乙土地の引渡しを受けるとともに、乙土地につき所有権移転登記を経由した。その後、Bは、丙土地をCに売却し、CからBに売買代金4000万円が支払われるとともに丙土地はCに引き渡されたが、登記については現在もBのままである。

ところで、Aは、甲土地及び乙土地の引渡しを受けた後、レストラン用建物を建築するために建築業者に相談したところ、甲土地に関しては法律上の制限があるので建物を建てることはできない土地であることが明らかとなった。ただ、乙土地についてはこのような問題はなかった。その結果、乙土地のみでは計画していたレストラン用建物を建築することはできず、Aはその計画を断念せざるをえなくなった。そこで、Aは、甲土地と丙土地との交換や乙土地の売買はなかったものとして売買代金や丙土地を取り戻したいと考えているが、可能であろうか。AB間で行われた土地の交換や売買が1つの契約である場合と2つの契約である場合とを考慮に入れた上で論じなさい。

## 刑法 問題

暴力団A組幹部甲は、かねてより敵対関係にあった暴力団B組幹部Cを殺害しようとして決意し、弟分の乙に対し、「これからCと決着をつけに行く。場合によっては殺害してもやむを得ない。そうなったら加勢しろ。」と申し向けた。乙は、執行猶予中であったことから、一度は難色を示したものの、兄貴分の甲に逆らえず、同行することを承諾した。甲は、自ら自動車を運転し、乙を同乗させてC宅に向かったが、車中で、乙に対し、「いざとなったらこれを使え。」と言って、刃体の長さが約17センチメートルのナイフを乙に渡した。乙は、逆らうと甲は何をするか分からないと思い、渋々これを受け取ったが、内心では、「これを使用する事態にならなければよいのだが。」と思っていた。甲は、C宅前の路上で車を駐め、乙に対し、「まず、おまえが宅配便の配達を装って、Cを玄関先に呼び出せ。」と言ったので、乙がC宅に向かい、玄関のベルを鳴らしたところ、C本人が出てきた。Cは以前から乙とも面識があったため、乙の顔を見るなり、いきなりそばにあったバットで乙に殴りかかった。乙は一度はこれを避けたものの、さらにCがバットで殴りかかってきたので、このままではCに殴り殺されてしまうかもしれないと思い、とっさに持っていた上記ナイフをポケットから出し、これでCの腹部を刺して、その場でCを死亡させた。甲は、乙がCを刺すのを車中から見ていたが、何もしなかった。その後、甲は、乙を車に乗せて、その場を離れた。

甲及び乙の罪責を論ぜよ(特別法違反の点は除く。)